

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市消費者団体活動事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	消費者生活の安定及び安全を確保して、市民の自主的な消費者活動を促進するため、消費生活の質及び消費者意識の向上を図る市内の消費者団体が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市消費者協会
補助対象経費	消費者教育に関する事業等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限額：補助金の申請をした年度の特定非営利活動法人新潟県消費者協会会費の額に2分の1を乗じて得た額に当該年度の協会会員数を乗じた額(千円未満切り捨て)
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	県会費×1/2×会員数
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	事業開催数 年4回 参加者数 100名以上 ○目標に対する費用対効果（計算式）
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年10月1日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助事業の募集はしない。会報に掲載する。
事業担当（担当部署）	市民生活課 消費者行政係
事業担当（電話番号）	0259-57-8143